第七十八条の見出し及び同条第一項中「建築安全調査室」の下に「、昇降機等事故調査室」を加え、「国際基準調査官」を「監督調整官」に改め、同条第二項第一号中「関すること」の下に「（監督調整官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第四項第一号中「並びに建築物に関する事故の調査及び再発防止対策」を削り、「関すること」の下に「（昇降機等事故調査室の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第八項を削り、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　昇降機等事故調査室は、昇降機に関する事故その他の建築物に関する事故の調査及び再発防止対策に関する事務をつかさどる。

7　昇降機等事故調査室に、室長を置く。

第七十八条に次の一項を加える。

10　監督調整官は、命を受けて、建築基準法若しくは建築士法又はこれらに基づく命令に基づく国土交通大臣の指定、認証、承認、登録又は免許を受けた者がこれらの法律又は命令に基づき行う業務の適正化に関する企画及び立案並びに調整に関する事務で特定事項に関するものをつかさどる。

第百二条の見出しを「（環境基準室並びに国際基準調整官及び環境基準渉外官）」に改め、同条第一項中「及び国際基準調整官」を「並びに国際基準調整官及び環境基準渉外官それぞれ」に改め、同条第二項中「事務」の下に「（環境基準渉外官の所掌に属するものを除く。）」を加え、「（国際基準調整官の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第四項中「事務」の下に「（環境基準渉外官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

5　環境基準渉外官は、第二項第一号から第四号までに掲げる事務に係る国際協定並びに国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第百十条の二の見出し及び同条第一項中「港湾情報化推進室」を「港湾物流戦略室及び港湾情報化推進室」に改め、同条第七項中「振興課」の下に「及び港湾物流戦略室」を加え、同項を同条第九項とし、同条第二項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　港湾物流戦略室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　港湾の利用に関する事務のうち、国際海上コンテナ運送に係る国際競争力の強化に関する重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること（計画課及び技術企画課の所掌に属するもの並びに次号に掲げるものを除く。）

二　民間の能力を活用した港湾の運営に関する事務で重要事項に関すること。

3　港湾物流戦略室に、室長を置く。

第百十三条の見出し及び同条第一項中「及び技術基準審査官」を「、技術基準審査官及び国際標準化推進官」に改め、同条第六項第二号中「技術基準審査官」の下に「及び国際標準化推進官」を加え、同条に次の一項を加える。

12　国際標準化推進官は、命を受けて、港湾の施設に関する技術上の基準の国際標準化に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第百十五条の見出し中「海岸企画官、防災企画官」を「海岸・防災企画官」に改め、同条第一項中「海岸企画官、防災企画官それぞれ一人」を「海岸・防災企画官一人」に改め、同条第二項中「防災企画官及び」を削り、同条第四項を次のように改める。

4　海岸・防災企画官は、命を受けて、海岸・防災課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第百十五条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第百二十八条の見出し及び同条第一項中「新システム技術企画官」を「企画調整官、新システム技術推進官」に改め、同条第六項中「新システム技術企画官」を「新システム技術推進官」に改め、同条第八項を次のように改める。

8　企画調整官は、命を受けて、保安企画課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第百二十八条中第十五項を第十六項とし、第十一項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十項中「新システム技術企画官」を「新システム技術推進官」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9　新システム技術推進官は、航空保安業務の高度化に資する新たな航空交通に関するシステムに係る技術の開発及び普及に関する企画及び立案並びに調整に関する事務（航空交通国際業務室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第百三十一条を次のように改める。

（航行支援技術高度化企画室及び技術管理センター）

第百三十一条　管制技術課に、航行支援技術高度化企画室及び技術管理センターを置く。

2　航行支援技術高度化企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設に関する技術の高度化に関する企画及び立案に関すること（保安企画課の所掌に属するものを除く。）。

二　航空通信網（人工衛星を利用するものに限る。）の設定その他航空保安に関する情報の伝達の方式（人工衛星を利用するものに限る。）の開発に関すること。

3　航行支援技術高度化企画室に、室長を置く。

4　技術管理センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設の信頼性の管理に関すること（保安企画課の所掌に属するものを除く。）。

二　航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設の設置及び管理に関する技術的な評価に関すること。

5　技術管理センターは、所沢市に置く。

6　技術管理センターに、所長及び技術管理航空管制技術官を置く。

7　技術管理航空管制技術官は、命を受けて、第四項各号に掲げる事務を分掌する。

8　技術管理航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者を先任技術管理航空管制技術官とする。

9　先任技術管理航空管制技術官は、技術管理航空管制技術官の所掌に属する事務を管理する。

10　第八項に規定するもののほか、技術管理航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席技術管理航空管制技術官とする。

11　次席技術管理航空管制技術官は、技術管理航空管制技術官の所掌に属する事務の管理に関し、先任技術管理航空管制技術官を補佐する。

第百三十二条第一項中「二十八人」を「二十八人」に改める。

第百四十条第一項中「百二十一人」を「百二十五人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第六十三条第四項の改正規定は、平成二十三年五月一日から施行する。

○国土交通省令第二十号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第百九十三条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日　　国土交通大臣　大畠　章宏

国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令

国土技術政策総合研究所組織規則（平成十三年国土交通省令第七十九号）の一部を次のように改正する。